

各総合支庁長 殿

(地域産業経済課、地域振興局総務課、
農村計画課、農村整備課扱い)

農林水産部長

建設業法等の一部改正に伴う「土木工事共通仕様書」及び「施設機械工事等
共通仕様書」の適用について（通知）

このことについて、下記のとおり一部改めて適用することとしましたので通知します。

なお、共通仕様書の改正等は、県土整備部及び農林水産省等の改正後に行うことを予定
していますので、当面はこの適用を含め適正な業務の執行をお願いします。

また、各総合支庁農村計画課におかれましては、管内各市町村及び土地改良区あて参考
送付をお願いします。

記

1 概要

(1) 建設業法第26条第3項の改正に伴うこと。

- ・特例監理技術者の名称削除。
- ・主任技術者又は監理技術者の専任の特例の追記。（別紙）

(2) 建設業法施行令第2条及び第27条の改正に伴うこと。

- ・監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の引き上げ。
（建築工事以外）請負業者が総額 5,000 万円以上の下請契約を結ぶ場合に改める。
（建築工事） 請負業者が総額 8,000 万円以上の下請契約を結ぶ場合に改める。
- ・主任技術者又は監理技術者の専任が必要となる建設工事の請負代金額の引き上げ。
（建築工事以外）請負代金額が 4,500 万円以上の場合に改める。
（建築工事） 請負代金額が 9,000 万円以上の場合に改める。

2 適用年月日について

1(1)は、令和7年1月7日以後に入札公告を行った工事から適用できる。

1(2)は、令和7年2月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

3 ホームページへの掲載先

<https://www.pref.yamagata.jp/140029/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/nosangyoson/nnkanri/p01.html>

| | |
|--------|-----------------------------|
| 担当 | : 農林水産部農村整備課 設計管理主査 佐藤健 |
| TEL | : 023-630-2502 |
| E-mail | : satoken4@pref.yamagata.jp |

主任技術者又は監理技術者の専任の特例の追記に係ること

入札説明書

2. 入札参加資格関係（施工実績・技術者配置要件等）

2-1 入札参加者の資格

(5)配置予定技術者

抜粋

- ホ(イ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合、当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前であるとき（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。
- ロ(ロ) 本件工事の配置予定技術者が専任を要する他の工事に配置されている場合、本件工事の工期の始期日から着手日の前日までにおいて、当該他の工事が専任を要しない期間であるとき（当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前である場合に限る。）（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）。
- ロ(ハ) 本件工事及び他の工事に同一の建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置するとき。
- ロ(ニ) **主任技術者又は監理技術者の現場専任義務のある工事を含む2つの工事について、同一の主任技術者又は監理技術者が管理することができるか否かに関し、落札決定後にそれぞれの工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得て、建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置するとき（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）。**
- また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則2つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についてもこの限りでない（**なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）。**
- ヘ 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる(イ)～(ト)の要件を全て満たさなければならない。
- (イ) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (ロ) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (ハ) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

- (ニ) 監理技術者が兼務できる工事は〇〇総合支庁本庁舎又は〇〇総合支庁地域振興局管内の工事でなければならない。
 - (ホ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (ハ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (ト) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- ト 本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事である場合、配置される専任の主任技術者、監理技術者（**建設業法第26条第3項各号に規定する**監理技術者を含む。）又は監理技術者補佐は申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があることが必要である（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。また、請負金額が**4,500**万円以上であって舗装施工管理技術者又は鋼橋塗装技能士を配置する工事である場合、又は路面標示施工技能士を配置する工事である場合も同様に、当該技術者又は技能士は申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があることが必要である（落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。）。

現場代理人の常駐義務緩和について（概要）

令和6年12月 山形県 県土整備部 建設企画課

令和6年12月の改正点（R6.6月の建設業法改正の一部施行、「監理技術者制度運用マニュアル」の改正に伴う改正）

改正1：兼務可能要件③の新設 ⇒ 技術者の専任配置を要する工事でも、一定金額（土木1億円）未満、一定条件（現場間2時間、下請3次まで、連絡員配置等）を満たせば、監理技術者も兼務可能となる。

改正2：金額要件の見直し(R7.2.1～) ⇒ 専任技術者配置（4,000万円⇒4,500万円）、監理技術者配置（4,500万円⇒5,000万円） ※土木一式の場合

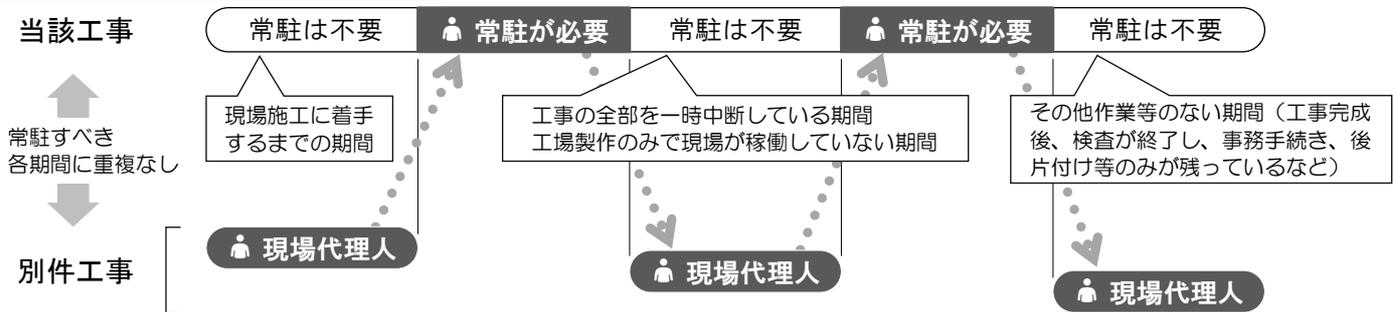
1 現場代理人と主任技術者・監理技術者の役割

| | 設置根拠 | 資格要件 | 役割 |
|----------------|------|------|---|
| 現場代理人 | 契約約款 | なし | 工事現場における運営、取締り及び一部権限を除き受注者の一切の権限の行使（原則として工事現場に常駐） |
| 主任技術者 監理技術者 | 建設業法 | あり | 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督 |

※ 下請発注金額合計が**4,500万円⇒5,000万円**（建築一式は**7,000万円⇒8,000万円**）以上となる場合は、主任技術者に代えて監理技術者を（公共工事においては専任で）置かなければならない。

金額要件の引き上げはR7.2.1～※以下同じ

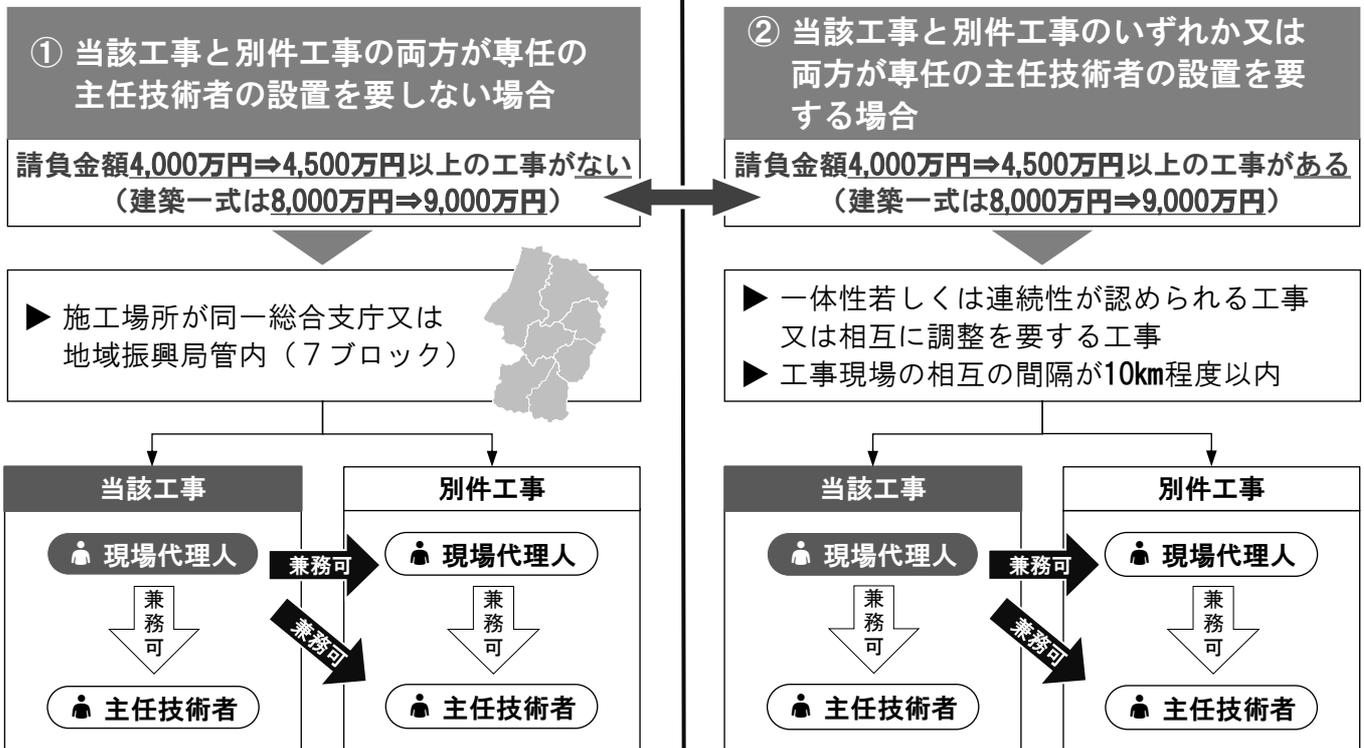
2 常駐を要しない期間



※ 常駐すべき期間に重複のない各工事に同一の現場代理人を配置可能

3 兼務可能な要件

▼常駐すべき期間内でも、下記要件を満たし承認を得られれば兼務が可能



※ 原則工事3件まで
（災害復旧工事を含む場合、その件数に応じ5件まで）

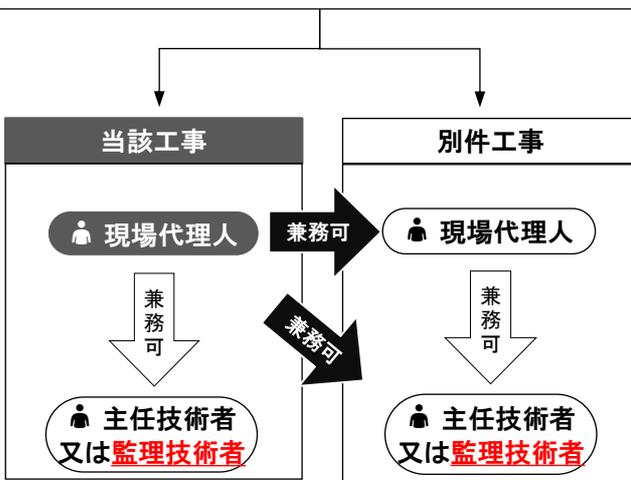
※ 原則工事2件まで

R6.12月新設

③ 当該工事と別件工事のいずれか又は両方が専任の主任技術者・**監理技術者**の設置を必要とする場合（②の場合を除く）

請負金額4,000万円⇒4,500万円以上の工事がある
（建築一式は8,000万円⇒9,000万円）

- ▶ 請負金額が1億円未満
（建築一式は2億円未満）
- ▶ 現場間の移動時間が片道おおむね2時間以内(通常の移動手段による)
- ▶ 下請次数が3次以内
- ▶ 現場状況を音声・映像で確認可能な環境が整備
- ▶ 人員配置等の計画書作成・保存
- ▶ 施工体制が**情報通信機器**により遠隔から把握可能
（「監理技術者制度運用マニュアル」）



※ 工事2件まで

- 注1 「別件工事」の発注者は県以外でも良いが、両方の発注者から承認を得ること
- 2 当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと
- 3 ③の場合、連絡員は一定の要件が必要であること
- 4 金額要件の引き上げの適用については令和7年2月1日からであること